本試験の的中率が実証する

「択一式対策講座【実践編】&記述式対策講座」

TAC/Wセミナー 専任講師 姫 野 寛 之

1 ガイダンスの趣旨

択一式対策講座【実践編】・記述式対策講座の概要の説明と同講座の体験

- 2 合格に必要な事項
 - (1) 択一式問題
 - ① 過去問演習・分析に基づく既出・未出の知識
 - ② 合理的な解法
 - (2) 記述式問題
 - ① 実体法・手続法の知識
 - ② 申請情報(書)例
 - ③ 合理的な解法
- 3 択一式対策講座【実践編】
 - (1) 内容

上記 2 (1) ①②の実践

(2) 実績

別紙 2013 年合格目標 択一式対策講座【実践編】ズバリ的中表 参照

(3) 体験

【択一式問題の解法(総論)】

1 前提

合理的な解きかたは、組合せ問題で使用する。

[近年の組合せ問題の出題実績]

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
午前の部(35 問)	30 問	27 問	31 問
午後の部(35 問)	28 問	29 問	31 問

2 合理的な解法

(1) 定義

合理的な解法とは、<u>ある設問の判断をした場合に、他の設問の判断ではなく、選択肢を検討し、これを正解が出るまで繰り返すもの</u>である。

(2) 優先的に検討する設問の決定

ある問題を解く場合には、以下の3個の基準を総合的に考慮して、優先的に検討する設問を 決定し、その正誤を軸として、選択肢を検討することになる。

- ① 設問の文章が短いこと
- ② 過去に出題されたことがあること
- ③ 設問の難易度が低いこと

【消滅会社等における新株予約権買取請求】

① 新株予約権の消滅の有無

	存続会社等・設立会社				
	株式	会社	持分	·会社	
	消滅の有無	再編時の対価	消滅の有無	再編時の対価	
合 併	必要的消滅	金銭・新株予約権	必要的消滅	金銭	
合 併	(750IV, 754IV)	(749 I ④, 753 I ⑩)	(752 V, 756IV)	(751 I ⑤, 755 I ⑧)	
会払八割	任意的消滅	新株予約権	非消滅		
会社分割	$(759\mathrm{V},\ 764\mathrm{VII})$	(758⑤, 763⑩)	(761, 766 参)	_	
株式交換	任意的消滅	新株予約権	非消滅		
株式移転	(769IV, 774IV)	(768 I ③, 773 I ⑨)	(771 参)	_	

NO. 1 [H24-34-7]

□ 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社は、吸収合併に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、当該吸収合併存続株式会社の株式を交付することはできない。

【解答】 ○(749 I ④)

NO. 2

□ 吸収分割,新設分割,株式交換又は株式移転においては,組織再編行為に係る契約又は計画において、新株予約権に対して金銭を交付する旨を定めることはできない。

【解答】 ○ 吸収分割,新設分割,株式交換又は株式移転においては,組織再編行為に係る契約又は計画において,新株予約権に対して金銭を交付する旨を定めることはできない(論点解説 p684)。

② 新株予約権買取請求

	①発行時の定め ※1	②再編時の対価	①②の整合	新株予約権買取請求権
		金銭 ※2	_	有(787 I ①, 808 I ①)
	有(236 I ⑧イ)	新株予約権	整合	無
合 併		利17本 17市37年	不整合	有(787 [①, 808 [①)
	ÁTUT.	金銭 ※2	_	有(787 [①, 808 [①)
	無	新株予約権	_	有(787 I ①, 808 I ①)
		新株予約権 ※3	整合	無
	有(236 I ⑧ロハ)	利17本 17市77作 2 3	不整合	有(787 I ②イ, 808 I ②イ)
会社分割		(不消滅)	_	有(787 I ②¤, 808 I ②¤)
	無	新株予約権 ※3	_	有(787 I ②イ, 808 I ②イ)
	***	(不消滅)	_	無
		新株予約権 ※4	整合	無
# + * * * * * * * * * * * * * * * * * *	有(236 I ⑧ニホ)	利水小水水	不整合	有(787 [③1, 808 [③1)
株式交換株式移転		(不消滅)	_	有(787 [③□, 808 [③□)
1木工(1夕平)	411-	新株予約権 ※4	_	有(787 [③1, 808 [③1)
	無	(不消滅)	_	無

- ※1 発行時の定めとは、存続会社等の新株予約権を交付する旨の定めをいうため、金銭を交付する旨の定めや 新株予約権を交付しない旨の定めは、発行時の定めとはいえない。
- ※2 対価である金銭の額を零円と定めることもできる。
- ※3 対価は承継会社の新株予約権に限られるため、承継会社又は設立会社が持分会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない(787 I ②括弧,808 I ②括弧)。なお、対価として承継会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を吸収分割契約新株予約権といい(758⑤1)、対価として設立会社の新株予約権が交付される分割会社の新株予約権を新設分割計画新株予約権という(763⑩1)。
- ※4 対価は完全親会社の新株予約権に限られるため、完全親会社が合同会社であるときは、新株予約権買取請求は認められない(787 I ③括弧)。なお、対価として親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式交換契約新株予約権といい(768 I ④イ)、対価として設立親会社の新株予約権が交付される子会社の新株予約権を株式移転計画新株予約権という(773 I ⑨イ)。

NO. 3

□ 消滅会社の新株予約権に対して交付する新株予約権の対価を零と定めることは許されない。

【解答】 × (計算詳解 p371)

NO. 4

□ 新株予約権の内容として、合併に際して存続会社の新株予約権を交付する旨の定めがある場合、 当該定めにより当然に存続会社の新株予約権が交付されることになる。

【解答】 × 合併契約の内容に従うことになる。したがって、この 236 条 1 項 8 号の定めは、合併契約において同一の条件による存続会社の新株予約権の交付に係る条項が定められた場合に、新株予約権買取請求権を与えないこととする意義を有するにとどまる (236 I \$), 787 I \$)。

NO. 5 [H19-35-7]

□ 吸収合併をする場合において、吸収合併消滅会社が新株予約権を発行しているときは、当該新 株予約権に係るすべての新株予約権者が当該新株予約権の買取請求をすることができる。

【解答】 ×(787 I ①)

NO. 6 「H22-33-ウ]

□ 吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に金銭を交付することとされた場合,当該 新株予約権者は,当該吸収合併消滅株式会社に対し,その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 ○(787 I ①)

NO. 7

□ 吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該吸収分割株式会社に対し、その新株予 約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

【解答】 × (787 I ②)

NO. 8

□ 吸収分割をする場合において、吸収分割会社が新株予約権を発行しているときは、吸収分割契約新株予約権の新株予約権者のうち新株予約権の内容に関する会社法第236条第1項第8号ロの定めがないのに吸収分割承継会社の新株予約権を交付されることとされた新株予約権者に限り、当該新株予約権の買取請求をすることができる。

【解答】 ×(787 I ②)

- □ 吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該吸収分割承継株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- 【解答】 × 会社法上,吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者が当該吸収分割承継株式会社に対しその新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができるとする旨の規定は存在しない。

NO. **10** 「H22-33-オ]

- □ 新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者は、その新株予約権の内容として、新設分割をする場合に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付する旨及びその条件が定められたにもかかわらず、新設分割計画において新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受けないこととされたときは、当該新設分割設立株式会社に対し、その新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- 【解答】 × 新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者が、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求するのは、当該新設分割株式会社であって、新設分割設立株式会社ではない (808 I ②ロ)。

6

4 記述式対策講座

(1) 内容

上記 2 (2) ①②③の実践

(2) 体 験

【記述式問題の解法(総論)】

1 記述式問題の解答時間

合理的な解法による択一式問題の解答時間の短縮

2 出題形式の変化

(1) 現場対応

平成24年度の言い分方式による事実関係の提示、平成25年度の添付情報の記載方法 等

- (2) 定型的処理
 - ① 不動産登記法

依頼→問い→注意事項→不動産情報→登記原因情報(事実関係・別紙)

② 商業登記法

依頼→問い→注意事項→申請会社情報→聴取記録→登記原因情報(別紙)

3 処理手順

上記 2 (2) 参照

4 論点検討作業の答案作成作業の分化

- (1) 論点検討作業ー論点喚起と検証
- (2) 答案作成作業-収集と表現

【実践編で出題される論点別問題】

[No. 14-3]

問題の類型	混合型
不動産の課税標準の額	甲土地1億円

【事実関係】

- 1 平成26年2月1日,株式会社ABC食堂(別紙2)といろはレストラン株式会社(別紙3)との間で,吸収分割が行われた。この吸収分割は,いろはレストラン株式会社のレストラン部門を株式会社ABC食堂に承継させるものであり,別紙1の土地(以下「甲土地」という。)の所有権,平成24年2月10日金銭消費貸借に係る債務は,分割して承継された権利義務に含まれている。当該吸収分割における吸収分割契約書は,登記原因証明情報として適法に作成されている。
- 2 平成 26 年 6 月 1 日,株式会社ABC食堂は、甲土地の抵当権者である株式会社青山銀行(別 紙 5)に対し、抵当権の被担保債務、その利息及び遅延損害金の合計額の全額を支払い、株式会社 ABC食堂に対し、債務弁済証書(別紙 6)を交付した。

(別紙1)

表題部(土地の	(表示)	調製	平成4年9月	22 日	不動]産番号	$0\ 2\ 0\ 5\ 5\ 5\ 2\ 9\ 9\ 9\ 9\ 9$
地図番号	余白	查		余自	Ė		
所在	中央区	銀座一丁	目			余白	
① 地 番	2	地 目	③ 地	積	m²	原因及びその	日付[登記の日付]
5番の2	宅均	也		200	20	①35番からタ	·分筆[平成3年5月7日]
余白	余	白	余白			昭和 63 年法務省	省令第37号附則第2条第2項の規定に
						より移記	
						平成4年9月	22 日

権 利 部(甲 区) (所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和62年2月21日	原因 昭和61年12月24日相続
		第 12222 号	所有者 東京都中央区銀座一丁目3番3号
			田中一郎
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の
			規定により移記
			平成4年9月22日
2	所有権移転	平成 22 年 12 月 1 日	原因 平成 22 年 12 月 1 日売買
		第 65432 号	所有者 東京都中央区人形町一丁目1番1号
			いろはレストラン株式会社

権 利 部(乙 区)(所 有	権 以 外 の権 利 ル	こ 関 す る 事 項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成 22 年 12 月 1 日	原因 平成 22 年 12 月 1 日設定
		第 65433 号	極度額 金 5,000 万円
			債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権
			債務者 東京都中央区人形町一丁目1番1号
			いろはレストラン株式会社
			根抵当権者 東京都中央区京橋一丁目1番1号
			あいうXYZ銀行株式会社
2	抵当権設定	平成 24 年 2 月 10 日	原因 平成 24 年 2 月 10 日金銭消費貸借同時設定
		第 12225 号	債権額 金 3,000 万円
			利息 年 5% (年 365 日日割計算)
			損害金 年 14.5% (年 365 日日割計算)
			債務者 東京都中央区人形町一丁目1番1号
			いろはレストラン株式会社
			抵当権者 名古屋市中区光栄三丁目5番8号
			株式会社青山銀行

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 26 年 6 月 15 日 東京法務局

登記官 木村正即

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙2)

履歴事項一部証明書(抜粋)

商号	株式会社ABC食堂
本店	横浜市戸塚区戸塚町一丁目 100 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成 25 年 10 月 1 日
役員に関する事項	東京都中央区銀座一丁目3番3号
	代表取締役 田中二郎
会社分割	平成26年2月1日東京都中央区人形町一丁目1番1号いろはレストラン
	株式会社から分割
	平成 26 年 2 月 1 日登記
取締役会設置会社に関	取締役会設置会社
する事項	
監査役設置会社に関す	監査役設置会社
る事項	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成 26 年 6 月 15 日 横浜地方法務局 登記官

戸塚 太郎 印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙3)

履歴事項一部証明書(抜粋)

商号	いろはレストラン株式会社	
本店	東京都中央区人形町一丁目1番1号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 58 年 5 月 9 日	
役員に関する事項	東京都千代田区内神田一丁目1番1号	平成 25 年 12 月 15 日就任
	代表取締役 鈴木五郎	平成 25 年 12 月 20 日登記
会社分割	平成 26 年 2 月 1 日横浜市戸塚区戸塚町一丁目	100番地株式会社ABC食
	堂に分割	
		平成26年2月3日登記
取締役会設置会社に関	取締役会設置会社	
する事項	平成 17 年法	律第 87 号第 136 条の規定
	にい	、り平成 18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関す	監査役設置会社	
る事項	平成 17 年法	律第 87 号第 136 条の規定
	によ	、り平成 18 年 5 月 1 日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成 26 年 6 月 15 日 東京法務局

登記官

東京 太郎 印

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

代表者事項証明書

商 号 あいう X Y Z 銀行株式会社

本 店 東京都中央区京橋一丁目1番1号

代表者の資格,氏名及び住所

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 代表取締役 佐藤 太郎

以下余白

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成 26 年 6 月 15 日

東京法務局

登記官 東京太郎 印

代表者事項証明書

商 号 株式会社青山銀行

本 店 名古屋市中区光栄三丁目5番8号

代表者の資格,氏名及び住所

東京都渋谷区麻布六丁目85番6号 代表取締役 渡辺 政彦

以下余白

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成 26 年 6 月 15 日

名古屋法務局

登記官 金 子 泰 巳 印

(別紙6)

債務弁済証書

平成26年6月1日

株式会社ABC食堂 殿

名古屋市中区光栄三丁目 5 番 8 号株式会社 青山銀行代表取締役渡辺政彦 ⁽¹⁾

当社は、本日、下記不動産に設定された下記抵当権の被担保債権(いろはレストラン株式会社に対する平成24年2月10日付金銭消費貸借契約による賃付金残金、当初債権額金3,000万円)、利息及び遅延損害金につき、その全額金1,200万円の弁済を受けました。

記

不動産の表示

中央区銀座一丁目 5番の 2 宅地 200.20 m² 抵当権の表示

平成 24 年 2 月 10 日東京法務局受付第 12225 号

[No. 14-3]

(1 /)

登 記 の 目 的		
登記原因及びその日付		
申請人の氏名又は名称		
	登記原因証明情報(要・不要) (登記識別情報(要・不要))
	(登記済証(要・不要))
	()
	印鑑証明情報(要・不要) (住所証明情報(要・不要))
添付情報の表示	()
	資格証明情報(要・不要) ()
	代理権限証明情報(要・不要) ()
	その他 ()
	()
登 録 免 許 税 額		

(2 /)

登 記 の 目 的		
登記原因及びその日付		
申請人の氏名又は名称		
	登記原因証明情報(要・不要) (登記識別情報(要・不要))
	受記済証(要・不要))
	(印鑑証明情報(要・不要))
	(住所証明情報(要・不要))
添付情報の表示	()
	資格証明情報(要・不要) ()
	代理権限証明情報(要・不要) ()
	その他 ()
	()
登録免許税額		

(3 /)

登 記 の 目 的		
登記原因及びその日付		
申請人の氏名又は名称		
	登記原因証明情報(要・不要) (登記識別情報(要・不要))
	(登記済証(要・不要))
	(印鑑証明情報(要・不要))
	(住所証明情報(要・不要))
添付情報の表示	()
	資格証明情報(要・不要) ()
	代理権限証明情報(要・不要) ()
	その他 ()
	()
登 録 免 許 税 額		

[No. 14-3]

論点

会社分割を原因とする所有権の移転の登記、会社分割を原因とする根抵当権の変更 の登記

POINT

① 所有権の登記名義人を分割会社とする吸収分割又は新設分割があった場合には、分割契約又は 分割計画に従い、分割会社から承継会社又は設立会社に対する会社分割を原因とする所有権の移 転の登記を申請する。登記原因の日付は、吸収分割の場合には分割契約書において定められた効 力発生日であり、新設分割の場合には設立会社の本店の所在地における設立の登記の日である (平 183.29 民二 755 号)。

この登記は、分割会社を登記義務者とし、承継会社又は設立会社を登記権利者として共同で申請しなければならない(平 13.3.30 民三 867 号)。

この登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報(法61条,令別表30添付情報欄イ)は、吸収分割の場合には分割契約書及び会社分割の記載のある承継会社の登記事項証明書であり、新設分割の場合には分割計画書及び会社分割の記載のある設立会社の登記事項証明書である(平18.3.29民二755号)。

- ② 抵当権の債務者を分割会社とする吸収分割又は新設分割があった場合には、分割契約又は分割計画に従い、会社分割を原因とする抵当権の変更の登記を申請する。もっとも、当該抵当権の登記の抹消を申請する場合には、その前提として、当該変更の登記を申請することを要しない。
- ③ 元本の確定前に債務者を分割会社とする会社分割があった場合には、当該根抵当権は、法律上当然に、分割会社と承継会社又は設立会社を債務者とする共用根抵当権になるものとされているため(民法398条の10第2項)、分割契約又は分割計画において当該根抵当権の債務者について上記と異なる定めがされている場合であっても、会社分割を原因とする根抵当権の変更の登記を申請しなければならない(平13.3.30民三867号)。

(1 / 3)

登記の目的	所有権移転
登記原因及びその日付	平成26年2月1日会社分割
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社ABC食堂
	義務者 いろはレストラン株式会社
添付情報の表示	登記原因証明情報 (要·不要) (別紙 2,吸収分割契約書)
	登記識別情報(要・不要)(いろはレストラン株式会社)
	登記済証(要·不要)()
	印鑑証明情報(要・不要)(いろはレストラン株式会社の代表者鈴木五郎)
	住所証明情報 (要・不要) (別紙2)
	資格証明情報 (要·不要) (別紙 2, 3)
	代理権限証明情報(要・不要)(株式会社ABC食堂の代表者田中二郎,
	いろはレストラン株式会社の代表者鈴木五郎)
	その他
	(なし)
登 録 免 許 税 額	金 200 万円

(2 / 3)

登記の目的	1番根抵当権変更
登記原因及びその日付	平成26年2月1日会社分割
申請人の氏名又は名称	権利者 あいうXYZ銀行株式会社
	義務者 株式会社ABC食堂
添付情報の表示	登記原因証明情報 (要·不要) (別紙 2, 吸収分割契約書)
	登記識別情報 (要・不要) (株式会社ABC食堂)
	登記済証(要·不要)()
	印鑑証明情報 (要・不要) (株式会社ABC食堂の代表者田中二郎)
	住所証明情報(要・不要)()
	資格証明情報 (要·不要) (別紙 2, 4)
	代理権限証明情報(要・不要)(あいうXYZ銀行株式会社の代表者佐藤
	太郎,株式会社ABC食堂の代表者田中二郎)
	その他
	(なし)
登 録 免 許 税 額	金 1,000 円

(3 / 3)

	<u> </u>
登 記 の 目 的	2番抵当権抹消
登記原因及びその日付	平成26年6月1日弁済
申請人の氏名又は名称	権利者 株式会社ABC食堂
	義務者 株式会社青山銀行
添付情報の表示	登記原因証明情報(要・不要)(別紙2,吸収分割契約書,別紙6)
	登記識別情報 (要・不要) (株式会社青山銀行)
	登記済証(要・不要)(
	印鑑証明情報(要·不要)()
	住所証明情報(要·不要)()
	資格証明情報 (要・不要) (別紙 2, 5
	代理権限証明情報 (要・不要) (株式会社ABC食堂の代表者田中二郎,
	株式会社青山銀行の代表者渡辺政彦)
	その他
	(なし)
登 録 免 許 税 額	金 1,000 円